

緊急支援対策!!

瀬戸内町新型コロナウイルス関連の影響による 飲食・観光業等緊急支援金の交付について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、諸般の自粛活動等に伴う
売上の急減により、経済的打撃を受けた瀬戸内町内の商工業者等に対して、
下記のとおり町独自の「緊急支援金」を交付します。

記

【給付要件】

瀬戸内町内に店舗を有する商工業者（令和2年3月1日現在）の方で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動自粛等の影響により、令和2年3月～4月のいずれかの月の売上が、前年同月対比で**15%以上**の減収があった事業者で、申請後も事業継続を行う予定の方。

【対象者】※上記「給付要件」を満たした減収者で下記のいずれかに該当する方

1. 瀬戸内町商工会会員で「飲食業」「観光・宿泊業」「それ以外の商工業」を営む方
※公共工事を受注している事業所等、コロナによる影響がない商工業者は不可
2. 瀬戸内町商工会未加入者で、上記1と同種の商工業者
※瀬戸内町商工会未加入でも申請できますが、瀬戸内町商工会への加入が望ましい。

【給付額】 一律 10万円

【申請方法】 申請書に記入の上、瀬戸内町商工会に郵送もしくは持参する。

【添付書類】

1. 令和2年3月・4月の売上が確認できる書類の写し（試算表、売上台帳等）
2. 最新の確定申告書、決算報告書の写し
3. 誓約書（申請書の下段に記載）
4. 納税証明書
5. 身分が証明できる書類の写し

※起業1年未満の方等を対象とした特例もあります。

詳細は、交付要綱をご確認下さい。

【申請期間】 令和2年5月1日（金）～令和2年6月30日（火）当日消印有効

※申請先：瀬戸内町商工会 〒894-1503 古仁屋大湊6-1

※問合先：瀬戸内町商工会 ☎72-0147（平日：午前10時～午後4時）

【その他】

申請受付後、内容を精査し支給します。（約2週間程度かかります。）

窓口での申請開始は、5月7日（木）からです。（平日：午前10時～午後4時）

申請窓口は、瀬戸内町商工会3階会議室です。

支援金は、予算額に達し次第終了します。